

# 最終報告

## 市長と業者等の疑惑追及 調査特別委員会

本特別委員会は、平成十六年三月十九日に設置され、十二月の第四回定例会において中間報告（きりゅう市議会だより平成十七年二月一日号にて掲載）を行いましたので、その後の中間報告以降から、七月二十日に最終報告を行いましたのでその活動概要についてご報告いたします。

### 調査項目については、

連の問題について  
し尿処理施設の入札及びその後の執行問題の二件として、調査を行ってききました。

その間に、市長及び議長に対して調査に必要な記録と資料の提出を求め、百二十一件ののぼる提出がありました。調査結果として、中間報告以降は、証人喚問や参考人出席は行われませんでした。市長の証人喚問に連した協議・審査を重ねた結果、さまざまな問題・課題が明らかにされました。

### 談合問題及び官製談合問題の指摘

調査事項の審査過程で談合問題が鮮明になり、今では全国的に明らかになっている談合が、単に業者間だけでなく官製談合の問題もあり、それが中央の大企業から桐生市のような末端の自治体にも同様に及んでいることも指摘されました。

調査項目の審査より、公共事業を取るために、業者が市役所の担当者から落札予定価格を聞き出すなどを行った実態が明らかになりました。また、調査項目の審査中に、国などにおいて鋼鉄製橋梁工事入札談合疑惑が起き、大企業の談合組織の存在が明らかにされました。桐生市のし尿処理施設建設の落札業者も談合組織に属しており、多くの情報が出されていたと思われませんが、中央に関するもので一自治体の議会調査で全容を明らかにすることは困難でありました。調査

### 中間報告で残された課題とその審査

はこれらの実態をさらに深く解明し、市長の関わりの有無を明らかにしなければなりません。多くの調査対象を残した結果となりました。しかし、その過程で明らかになった事実と解決課題及びその一部の解決には、本特別委員会の努力が報われたものと確信しています。

### 調査項目については、

調査項目については、関西方面出張には職員以外に業者四人が同行し、一人が現地で合流しました。出張の中では疑惑に該当するものは見出せませんでした。業者が逮捕されるまで、桐生市の発注工事と関係しており、百パーセント近い落札率を見ても疑念を抱かされるものです。これらの契約は、大澤市長が就任してからのものであり、関西方面出張の同行後に行われています。本来、これまでも談合問題が出されている以上、市長も関連業者も「談

合の事実なし」を自ら証明すべきであり、業者との接触に市長は政治責任が問われるものです。

調査項目については、本特別委員会への市長の出席説明は、新たに明らかになった「最低制限価格と落札価格の完全一致」と「その事実公表の経過」を本特別委員会において明らかにする以前のことであり、その事実解明を市長には負っています。落札業者は談合組織に名前を連ねていることから談合疑惑がさらに深まっています。し尿処理施設建設の契約に関する部分は、市長しか知らないことであり、疑惑を解明するにはいたりませんでした。

### 市長及びその他の証人喚問

力を求めた経過があり、「市長への尋問事項（案）」作成は委員会から委員長が行うよう決められたもので、その全項目について必要なしとの結論は、「事実解明に蓋をした」との批判を受けるものであり、まことに遺憾である」という見解が述べられました。

市長を証人として呼ばないことが決められたため、それ以前に要求のあったその他の関係者に対する証人喚問の必要性が提起されましたが、このことについても意見の一致が見られず、採決の結果、賛成少数で否決となり、証人喚問は行われませんでした。

また、関連業者からの市議会議員への寄付問題については両論がありました。一つは、業者の証人喚問を否決した委員の中に「関連業者から寄付を受けた議員」があり、また「関連業者から寄付を受けた議員の所属する会派の役員」もいるので、寄付の影響が出たと批判されるものとの強い意見と、一方では合法的な議員への寄付については、委員会の審査事項とは無関係という意見もありました。

成十六年六月七日の答弁では、関連業者を含む五人について「その後付き合っていないとは言っておりません。（中略）人間関係は十分あります」となっており、その後、市長の見解は百条委員会では述べられず、市長への疑惑を残したままになっています。

本特別委員会は、昨年三月に設置されて以来、五十二回に及び委員会調査を慎重に審査を行ってきました。その結果、調査を通じて明らかになった事項、入札制度など改善された事項がある一方、今後の課題として残されたものもありました。市長をはじめ、当局が談合防止政策などの市政執行をガラス張りにして、改善施策を推進し、さらに職員の不祥事を生じさせない執行に期待します。また、議会では、残された課題の調査研究のための特別委員会設置が必要であることを確認しました。

市長の証人喚問については、さまざまな意見が出ましたが、意見の一致は見られず「市長を証人喚問することについて」採決を行った結果、賛成少数で否決となりました。このことに対して委員長から「委員から多くの証人喚問要求がある中で、総括的に市長に絞って証人喚問を行うことで協

本特別委員会委員長報告について、中間報告及び最終報告の全文は、桐生市ホームページでご覧いただけます。（ホームページアドレスは欄外に掲載）

再生紙を使用しています。